

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本児童野球保全機構（以下「リーグ」という。）が運営する

Japan Comeback Professional Baseball League（以下「JCBPL」という。）において、ドラフト会議において選択されなかった選手（以下「ドラフト外選手」という。）を球団が獲得する手続を定め、選手の再起支援、競技機会の確保およびリーグ全体の競争均衡を図ることを目的とする。

2 本規程は、JCBPLの基本理念である

「既存のプロ野球システムにおいて行き場を失った選手に再起の機会を提供する」という存在意義に基づき、ドラフト外選手に対しても公正かつ透明な獲得機会を保障するものとする。

3 本規程は、球団による不当な囲い込み、利益供与、強制的な契約交渉その他の不正行為を防止し、選手の尊厳および自由意思を最優先とする制度として運用する。

### (定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号による。

(1)「ドラフト外選手」とは、当該年度のJCBPLプロ野球新人選手選択会議において選択されなかった者をいう。

(2)「獲得」とは、球団がドラフト外選手と契約を締結し、リーグがこれを承認することをいう。

(3)「契約」とは、球団と選手が締結する選手契約をいう。

(4)「登録」とは、契約を締結した選手をリーグに届け出、リーグが承認することをいう。

### (外国籍の取扱い)

第3条 ドラフト外選手として獲得することができる者は、日本国籍を有する者、または次のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 日本人の親を持つ者
- (2) 日本国籍を取得した者
- (3) 日本国籍の取得手続中である者

2 前項に該当しない外国籍の者は、ドラフト外選手として獲得することができない。

3 球団は、獲得に際し、選手の国籍確認を適切に行わなければならない。

4 国籍に関する虚偽申請が認められた場合、当該契約は無効とする。

(制度の位置づけ)

第4条 ドラフト外選手獲得制度は、ドラフト会議における選択制度を補完するものであり、  
選手の競技機会を広げるための制度として運用する。

2 本制度は、球団による不当な囲い込みを防止し、  
選手が自由意思に基づき球団を選択できる環境を確保することを目的とする。

3 本制度は、NPB 復帰を妨げるものではなく、  
選手の将来の競技機会を制限してはならない。

4 リーグは、ドラフト外選手の獲得状況を監督し、  
制度の趣旨に反する運用が認められた場合、必要な措置を講じることができる。

(適用範囲)

第5条 本規程は、ドラフト外選手を獲得しようとする球団および当該選手に適用する。  
2 本規程に定めのない事項は、リーグ選手登録規程、選手契約規程その他リーグが別に定める規程による。  
3 本規程と他の規程が抵触する場合は、選手の尊厳、再起支援および競技機会の確保を最優先とするリーグの判断に従う。

## 第2章 獲得手続

(獲得の主体)

第6条 ドラフト外選手の獲得は、球団が主体となって行うものとし、選手は球団との契約交渉を経て獲得される。  
2 球団は、獲得手続に際し、選手の自由意思を尊重しなければならない。  
3 リーグは、球団が行う獲得手続を監督し、制度の趣旨に反する行為が認められた場合、必要な措置を講じることができる。

(獲得可能期間)

第7条 ドラフト外選手の獲得は、ドラフト会議終了日の翌日から開始する。  
2 獲得可能期間は、リーグが毎年定め、公示する。  
3 リーグは、競技日程、球団数、選手登録状況その他の事情を考慮し、獲得可能期間を変更することができる。

(獲得申請)

第8条 球団は、ドラフト外選手を獲得しようとする場合、次の書類をリーグに提出しなければならない。

- (1) ドラフト外選手獲得申請書
- (2) 選手契約書(案)
- (3) 本人確認書類
- (4) 国籍確認書類
- (5) その他リーグが必要と認める書類

2 提出書類に不備がある場合、リーグは球団に対し補正を求めることができる。

3 虚偽の記載が認められた場合、当該申請は無効とする。

(選手的意思確認)

第9条 リーグは、球団から獲得申請があった場合、選手本人に対し、次の事項について意思確認を行う。

- (1) 契約交渉が自由意思に基づくものであること
- (2) 球団から不当な働きかけがないこと
- (3) 契約内容を十分に理解していること
- (4) 反社会的勢力との関係がないこと

2 リーグは、意思確認の結果に疑義がある場合、獲得申請を承認しないことができる。

(契約交渉)

第10条 球団は、ドラフト外選手との契約交渉において、選手の尊厳を損なう行為を行ってはならない。

2 契約交渉は、選手契約規程およびリーグが定める標準選手契約書に基づき行うものとする。

3 球団は、契約交渉において、金銭その他の利益を不当に利用して選手を拘束してはならない。

4 選手は、契約内容を十分に理解したうえで署名しなければならない。

(獲得の承認)

第11条 リーグは、提出書類および意思確認の結果を審査し、獲得の可否を決定する。

2 リーグは、次の各号のいずれかに該当する場合、獲得を承認しないことができる。

- (1) 外国籍禁止の原則に反する場合
- (2) 選手の自由意思が確認できない場合
- (3) 契約内容が選手の安全または尊厳を損なうおそれがある場合

- (4) 提出書類に虚偽がある場合
- (5) 反社会的勢力との関係が疑われる場合
- (6) リーグが不相当と認めた場合

3 獲得が承認された場合、リーグは球団に対し承認通知を行う。

(獲得の公示)

第12条 リーグは、獲得を承認した場合、次の事項を公示する。

- (1) 選手名
- (2) 所属（学校・企業等）
- (3) 獲得球団
- (4) 契約区分（支配下選手または育成選手）
- (5) 公示日

2 公示された内容は、リーグが訂正を認めた場合を除き、確定したものとする。

(獲得の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合、当該獲得は無効とする。

- (1) 外国籍禁止の原則に反する場合
- (2) 虚偽申請が認められた場合
- (3) 選手の自由意思が確認できない場合
- (4) 反社会的勢力との関係が判明した場合
- (5) リーグが特に不相当と認めた場合

2 獲得が無効となった場合、球団は当該選手に対する契約権を失う。

### 第3章 契約・登録の効力

(契約の成立)

第14条 ドラフト外選手との契約は、球団と選手が署名した時点で成立するものとする。

- 2 契約は、リーグが定める標準選手契約書に基づき締結しなければならない。
- 3 契約内容は、選手の安全、尊厳および競技機会を損なうものであってはならない。
- 4 契約成立後、球団は速やかに契約書をリーグに提出し、承認を受けなければならない。

(契約の承認)

第15条 リーグは、提出された契約書の内容が選手契約規程その他の規程に適合しているかを審査し、承認の可否を決定する。

2 リーグは、次の各号のいずれかに該当する場合、契約を承認しないことができる。

- (1) 外国籍禁止の原則に反する場合
- (2) 契約内容が選手の安全または尊厳を損なうおそれがある場合
- (3) 契約内容が不当または過度に拘束的である場合
- (4) 虚偽申請その他の不正行為が認められる場合
- (5) 反社会的勢力との関係が疑われる場合
- (6) リーグが不相当と認めた場合

3 契約が承認されなかった場合、球団は契約内容を修正し、再度提出することができる。

#### (契約の効力発生)

第 16 条 契約の効力は、リーグが承認し、公示した時点で発生する。

- 2 契約の効力発生前に選手が練習または試合に参加することはできない。
- 3 契約の効力発生後、選手は球団の所属選手として扱われる。

#### (選手登録)

第 17 条 契約が承認された場合、球団は当該選手の登録手続を行わなければならない。

- 2 登録手続は、リーグ選手登録規程、支配下選手登録規程または育成選手登録規程による。
- 3 登録が承認された時点で、当該選手は正式にリーグ所属選手となる。

#### (登録の公示)

第 18 条 リーグは、選手登録を承認した場合、次の事項を公示する。

- (1) 選手名
- (2) 所属球団
- (3) 契約区分（支配下選手または育成選手）
- (4) 背番号
- (5) 登録日

2 公示された内容は、リーグが訂正を認めた場合を除き、確定したものとする。

#### (契約内容の遵守)

第 19 条 球団および選手は、契約内容を遵守しなければならない。

- 2 契約内容に反する行為が認められた場合、リーグは必要な措置を講じることができる。
- 3 契約内容の変更は、リーグの承認を必要とする。

#### (契約の無効)

第20条 次の各号のいずれかに該当する契約は無効とする。

- (1) 外国籍禁止の原則に反する契約
- (2) 虚偽申請または不正行為に基づく契約
- (3) 選手の自由意思が確認できない契約
- (4) 反社会的勢力との関係が判明した契約
- (5) リーグが特に不相当と認めた契約

2 契約が無効となった場合、球団は当該選手に対する権利を失う。

(契約終了後の取扱い)

第21条 契約が終了した場合、当該選手はドラフト外選手としての資格を失う。

2 契約終了後の選手の取扱いは、選手契約規程および選手移籍規程による。

3 契約終了後も、球団およびリーグは、契約に関する書類を保存しなければならない。

#### 第4章 禁止事項

(不当な働きかけの禁止)

第22条 球団は、ドラフト外選手に対し、契約締結を強要し、誘導し、または不当な利益を供与してはならない。

2 球団は、学校関係者、企業関係者、家族、指導者その他の第三者を通じて、選手に対し契約を促す行為を行ってはならない。

3 選手は、契約交渉に関し虚偽の申告を行ってはならない。

4 リーグは、前各項に違反する行為が疑われる場合、調査を行い、必要な措置を講じることができる。

(利益供与の禁止)

第23条 球団は、ドラフト外選手の獲得を目的として、金銭、物品、契約上の優遇その他の利益を提供してはならない。

2 選手は、契約締結の見返りとして球団から利益を受け取ってはならない。

3 利益供与が認められた場合、当該契約は無効とし、球団は制裁の対象となる。

4 利益供与に関する調査は、リーグが主体となって行うものとする。

(囲い込みの禁止)

第24条 球団は、ドラフト外選手に対し、契約締結を目的として、練習参加、施設利用、物品貸与その他の便宜を提供してはならない。

2 球団は、選手の進路選択を妨げる行為（他球団との交渉妨害、虚偽情報の提供等）を行ってはならない。

3 リーグは、囲い込み行為が認められた場合、球団に対し是正措置または制裁を科すことができる。

(第三者介入の禁止)

第 25 条 学校、企業、指導者、家族その他の第三者は、選手の契約交渉に不当な影響を与えてはならない。

2 リーグは、第三者介入が疑われる場合、球団および選手に対し説明を求めることができる。

3 第三者介入が認められた場合、リーグは契約の無効、登録拒否その他必要な措置を講じることができる。

(虚偽申請の禁止)

第 26 条 球団および選手は、獲得申請、契約書、登録書類その他本規程に基づく提出書類において、虚偽の記載、事実の隠蔽、改ざんその他の不正行為を行ってはならない。

2 虚偽申請が認められた場合、リーグは次の措置を講じることができる。

(1) 獲得申請の無効

(2) 契約の無効

(3) 登録の取消し

(4) 球団または選手に対する制裁

(5) 必要な範囲での公示

3 虚偽申請に関する調査は、リーグが主体となってい、球団および選手は協力しなければならぬ。

(反社会的勢力の排除)

第 27 条 選手は、反社会的勢力と関係を有してはならない。

2 球団は、契約交渉に際し、選手が反社会的勢力と関係を有しないことを確認しなければならぬ。

3 リーグは、必要と認める場合、反社会的勢力との関係に関する調査を行うことができる。

4 違反が認められた場合、リーグは契約の無効、登録拒否その他必要な措置を講じることができる。

(外国籍禁止の徹底)

第 28 条 外国籍禁止の原則に反する契約は、すべて無効とする。

2 球団は、契約交渉に際し、選手の国籍確認を適切に行わなければならない。

3 国籍に関する虚偽申請が認められた場合、リーグは厳重な措置を講じるものとする。

(制度の濫用禁止)

第 29 条 球団は、ドラフト外選手獲得制度を利用して、ドラフト制度の趣旨を損なう行為（指名回避、制度悪用等）を行ってはならない。

2 リーグは、制度の濫用が疑われる場合、球団に対し調査を行い、必要な措置を講じることができる。

3 制度の濫用が認められた場合、リーグは球団に対し制裁を科すことができる。

## 第 5 章 雑則

### （他規程との関係）

第 30 条 本規程に定めのない事項は、リーグ選手登録規程、選手契約規程、ドラフト会議規程、個人情報保護規程その他リーグが別に定める規程による。

2 本規程と他の規程が抵触する場合は、JCBPL の基本理念である「選手の尊厳の保護」「再起支援」「競技機会の確保」を最優先とするリーグの判断に従う。

3 リーグは、ドラフト外選手獲得制度が他制度と矛盾なく運用されるよう、必要に応じて解釈指針を示すことができる。

4 球団は、制度運用に疑義が生じた場合、リーグに照会しなければならない。

### （書類の保存）

第 31 条 球団およびリーグは、本規程に基づき作成した書類を、リーグが定める期間保存しなければならない。

2 保存期間は原則として 5 年間とし、リーグが必要と認めた場合は延長することができる。

3 保存対象には、獲得申請書、契約書、登録書類、意思確認記録、電子登録ログ、調査記録その他関連資料を含む。

4 リーグは、制度の透明性確保のため、保存資料の一部について監査を行うことができる。

### （電子システムの利用）

第 32 条 本規程に基づく申請、公示、審査その他の手続は、リーグが管理する電子登録システムにより行うものとする。

2 電子登録システムは、選手の個人情報保護および不正防止の観点から、適切な認証・暗号化措置を講じたものとする。

3 球団および選手は、電子登録システムの利用に際し、リーグが定める操作手順および利用規約を遵守しなければならない。

4 電子登録システムに障害が発生した場合、リーグは代替手続を定め、球団および選手はこれに従うものとする。

(虚偽申請の禁止)

第 33 条 球団および選手は、本規程に基づく申請、契約書、登録書類その他の提出書類において、虚偽の記載、事実の隠蔽、改ざんその他の不正行為を行ってはならない。

2 虚偽申請が認められた場合、リーグは次の措置を講じることができる。

- (1) 獲得申請の無効
- (2) 契約の無効
- (3) 登録の取消し
- (4) 球団または選手に対する制裁
- (5) 必要な範囲での公示

3 虚偽申請に関する調査は、リーグが主体となってい、球団および選手は協力しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第 34 条 選手は、反社会的勢力と関係を有してはならない。

2 球団は、契約交渉に際し、選手が反社会的勢力と関係を有しないことを確認しなければならない。

3 リーグは、必要と認める場合、反社会的勢力との関係に関する調査を行うことができる。

4 違反が認められた場合、リーグは契約の無効、登録拒否その他必要な措置を講じることができる。

(外国籍禁止の徹底)

第 35 条 外国籍禁止の原則に反する契約は、すべて無効とする。

2 球団は、契約交渉に際し、選手の国籍確認を適切に行わなければならない。

3 国籍に関する虚偽申請が認められた場合、リーグは厳重な措置を講じるものとする。

4 外国籍に関する詳細は、リーグ選手登録規程およびリーグが別に定める規程による。

(制度運用の監査)

第 36 条 リーグは、ドラフト外選手獲得制度の適正な運用を確保するため、球団に対し監査を行うことができる。

2 監査の対象には、提出書類、選手への説明内容、球団内部の意思決定過程、交渉記録その他関連資料を含む。

3 球団は、監査に必要な資料を提出しなければならない。

4 監査の結果、制度の趣旨に反する運用が認められた場合、リーグは是正措置を命じることができる。

(制度の見直し)

第 37 条 リーグは、ドラフト外選手獲得制度の運用状況を定期的に検証し、必要に応じて制度の改善または改正を行うものとする。

2 制度の見直しにあたっては、選手の再起支援、競技機会の確保、球団間の競争均衡およびリーグ全体の発展を考慮する。

3 制度改正に関する意見は、球団および選手から提出することができる。

(規程の改正)

第 38 条 本規程の改正は、リーグが必要と認めた場合に行う。

2 改正にあたっては、選手の尊厳、自由意思、再起支援の理念を損なわないよう配慮しなければならない。

3 改正後の規程は、リーグが公示した時点で効力を生じる。

(施行期日)

第 39 条 本規程は、リーグが定める日から施行する。